

## 令和6年度 障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針

### 1 趣旨

障害者が地域で安定した生活を営むためには、就労による経済的基盤の確立が重要であることから、国や地方公共団体等においては、障害者の雇用・就業に対する総合的な支援が進められてきました。

平成25年4月には、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（以下「障害者優先調達推進法」という。）が施行され、国や地方公共団体等は、率先して障害者就労施設等が供給する物品及び役務に対する需要の増進に取り組むこととされました。

障害者優先調達推進法では、国や地方公共団体等は、毎年度、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針（以下「調達方針」という。）を作成し、公表しなければならないこととされており、長崎市においても、障害者の雇用促進を図るとともに、市内の障害者就労施設等が供給する物品等の調達を積極的に推進する観点から、ここに令和6年度の調達方針を作成し、公表するものです。

### 2 定義

(1) この調達方針において「障害者就労施設等」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に定める障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業（生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）を行う施設（以下「障害者支援施設等」という。）又はこれらに準ずる者として、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に基づき、市長の認定を受けた次のアからエまでに掲げる者をいいます。

ア 市内に存する障害者支援施設等で組織し、かつ、障害者の就労機会の確保等の活動又は事業を行う団体

イ 障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「障害者雇用促進法」という。）第44条第1項に規定する子会社の事業所（特例子会社）

ウ 次の要件の全てを満たす重度障害者多数雇用事業所

(ア) 障害者の雇用者数が5人以上

(イ) 労働者に占める障害者の割合が20パーセント以上

(ウ) 雇用障害者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が30パーセント以上

エ 障害者雇用促進法第74条の2第3項第1号に規定する在宅就業障害者又は同法第74条の3第1項に規定する在宅就業支援団体

(2) この調達方針において「物品等」とは、障害者就労施設等が製作又は加工して販売する物品若しくは提供する役務（印刷を含む）をいいます。

### 3 基本的考え方

物品等の調達にあたっては特に分野を限定せず、また、発注は可能な限り計画的なものとし、適切な納期の設定に努めます。

### 4 調達方針の対象

(1) この方針は、長崎市の市長部局、消防局、上下水道局、議会事務局、教育委員会、選挙管理委員会、農業委員会、監査事務局の全機関を対象とします。

(2) 物品等は、長崎市契約規則第 22 条第 1 号及び長崎市上下水道局契約規程第 22 条第 2 号の規定に基づき公表する別添発注見通し（令和 6 年度分）に掲げた物品等とし、令和 6 年度中に発注見通しの見直しが行われたときは、見直し後の発注見通しに掲げた物品等とします。

### 5 物品等調達の目標

発注額の合計で 1 億 200 万円を目標とします。

### 6 調達実績の公表

令和 6 年度における調達実績については、発注部局、発注所属、物品等名称、履行期間及び発注額を令和 7 年 5 月 31 日までに取りまとめ、長崎市のホームページで公表します。

### 7 共同受注窓口の活用

物品等の調達にあたっては、必要に応じ、受注可能な障害者支援施設等の情報管理及び受注内容の分配等を適切に行うことができる「チャレンジド・ショップはあと屋運営協議会」も併せて共同受注窓口として活用します。

### 8 公契約における障害者の就業を促進するための措置等

物品購入契約並びに、物品の借入れ、業務委託（建設工事に係るものを除く）及び製造の請負において、障害者雇用促進法第 43 条第 1 項に規定する法定雇用障害者数（障害者雇用促進法に基づく障害者の雇用義務がない事業者においては、1 人）以上の障害者を雇用している市内事業者のみによる競争等を行います。障害者雇用認定事業者数の目標は、30 者とします。

### 9 調達方針の担当窓口

調達方針の担当窓口は、長崎市福祉部障害福祉課とします。ただし、公契約における障害者の就業を促進するための措置等に関する窓口は、財務部契約検査課とします。